



KOTO City in TOKYO
スポーツと人情が熱いまち 江東区

国保だより

No.202 (令和5年6月発行)

江東区生活支援部医療保険課 ☎ 03-3647-9111 (代表)
〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 FAX 03-3647-8443 (課)
区のホームページ <https://www.city.koto.lg.jp>

国保の加入者
(令和5年4月30日現在)
世帯数 65,270 世帯
被保険者数 88,305 人

令和5年度の国民健康保険料をお知らせします

令和5年度(令和5年4月～令和6年3月)の国民健康保険料が決定しました。計算方法は下表のとおりです。

年間保険料額	均等割額	所得割額
①医療分(基礎賦課額) 医療費等の財源 [限度額 65万円]	$45,000 \text{ 円} \times \text{加入者数}$	加入者全員の 年間所得額(*) $\times 7.17\%$
②支援金分(後期高齢者支援金等賦課額) 後期高齢者医療制度の支援金 [限度額 22万円]	$15,100 \text{ 円} \times \text{加入者数}$	加入者全員の 年間所得額(*) $\times 2.42\%$
③介護分(介護納付金賦課額) 40～64歳の方の介護納付金 [限度額 17万円]	$16,200 \text{ 円} \times \begin{matrix} 40\sim64 \text{ 歳の} \\ \text{加入者数} \end{matrix}$	40～64歳の加入者の 年間所得額(*) $\times 2.23\%$
① + ② + ③ = 1年間の保険料 ※保険料は世帯単位で計算します		
◎均等割額……加入者全員にかかる保険料です。(世帯主と加入者の所得合計に応じて減額される場合があります) ◎所得割額……前年の所得に対してかかる保険料です。 (*)年間所得額についての詳しい説明は、中面(4ページ)をご覧ください。		

!! 保険料のお知らせは世帯主あてに通知します

世帯の保険料は住民票上の世帯主あてに通知します。世帯主が国保の加入者でない場合も世帯主あてに通知します。世帯主本人が国保の加入者でない場合は、世帯主の保険料はかかりません。

!! 職場の健康保険に加入したら、国保をやめる手続きをお願いします

就職や扶養認定により職場の健康保険などに加入したときは、国保をやめる手続きをしてください。原則、職場が手続きを代行したり、自動的に国民健康保険の資格がなくなることはありません。

!! 転入した方は、後日保険料が変更になることがあります

令和5年1月2日以降に転入した方については、江東区に所得情報がないため、当初は均等割額のみで保険料で通知します。所得が確認でき、保険料が変更になった場合は変更通知書をお送りします。お支払いについては、変更通知書をお送りした月以降の各月期で調整しますので、変更通知書が届くまでは、今回お知らせした金額でお支払いください。

!! 後期高齢者医療制度に加入されている方への通知は7月です

後期高齢者医療制度に加入されている方の令和5年度の後期高齢者医療保険料については、7月中旬に通知書をお送りします。

■ 資格賦課係 ☎03-3647-8520 ■

納入通知書の見かた

■ お問い合わせ先 ■

お問い合わせの際は、
「**お問い合わせ番号**」をお伝えください

保険料の計算方法等通知の内容について … 資格賦課係 ☎03-3647-8520
お支払い方法や納付のご相談 … 保険料係 ☎03-3647-3169

国民健康保険料 通知書 年度

世帯主あてに通知しています

世帯主が国保以外の健康保険に加入している場合でも、世帯主あてに通知します。
(保険料は加入者分のみ計算されています)

通知書番号

世帯主が国民健康保険加入者でない場合も、世帯主(納付義務者)宛に通知します。個人ごとの保険料額と加入期間については、通知の下段にある「個人別内訳」をご覧ください。

お問い合わせ番号

保険料額合計 **A** 円

前回通知額 円

公印

年間所得額 (所得割額の算定に使用) **B** 円

減額判定所得 (均等割減額の算定に使用) 円

均等割の減額区分 **C**

納付方法 **D**

口座情報

※ 氏名が長い方については、スペースの都合上省略させていただく場合があります。
変更等の理由

- 所得の情報不明な方は、均等割額のみで計算しておりますので**所得判明後に保険料が変更**されることがあります。
- 年度の途中で40歳になる方の保険料は、裏面「11年度の途中で40歳になる方の保険料」をご覧ください。
- 年度の途中で65歳になる方の保険料は、裏面「12年度の途中で65歳になる方の保険料」をご覧ください。

- 年度の途中で75歳になる方の保険料は、裏面「13年度の途中で75歳になる方の保険料」をご覧ください。
- 未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)は、均等割額を5割軽減します。
- 被用者保険(会社の健康保険等。ただし、国民健康保険組合は対象外)から後期高齢者医療制度に移行した方に扶養されていた65歳以上の方への均等割額半額は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までです。なお、所得割額は当分の間免除されます。

この通知は 現在の情報で作成しています。

◆普通徴収分(納付書又は口座振替によるお支払い)◆

1	期別	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期	合計額
前通知														
①今回通知														
②納入済額														
差(①-②)														

※ 納入済額の確認は、金融機関等に納入されてから**1ヵ月程度**かかります。納付書払いの方で必要な納付書がお手元ない場合は、大変お手数ですがご連絡ください。

◆特別徴収分(年金からのお支払い)◆

2	期別	4月期	6月期	8月期	10月期	12月期	2月期	合計額
前通知								
今回通知								

※ 保険料を引落する年金 特別徴収義務者 特別徴収中止理由

◆年度 仮徴収額◆

4月期	6月期	8月期	仮徴収とは、翌年度の4月期・6月期・8月期の特別徴収のことです。仮徴収額は、当年度の2月期の特別徴収額と同額の予定です。

◆個人別内訳(参考)◆ ※「個人別保険料(概算)」の合計は、端数処理等の関係で上記の「保険料額合計」と一致しないことがあります。

氏名	今回通知		前回通知		加入月												
	個人別保険料(概算)	個人別年間所得額	個人別保険料(概算)	個人別年間所得額	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
	円	円	円	円	加入月												
	円	円	円	円	介護分												
	円	円	円	円	加入月												
	円	円	円	円	介護分												
	円	円	円	円	加入月												
	円	円	円	円	介護分												
	円	円	円	円	加入月												
	円	円	円	円	介護分												
	円	円	円	円	加入月												
	円	円	円	円	介護分												

※ 保険料算定となる月には、○・◇・●・☆・△いずれかの印を表示しています。
◇…被用者保険の被扶養者だった方で、所得割額免除及び均等割額半額の適用がある方
●…被用者保険の被扶養者だった方で、所得割額免除の適用がある方
※ 保険料の計算については裏面をご参照ください。

積算内訳			
区分	①医療分	②支援金分	③介護分※
均等割額	円	円	円
所得割額	円	円	円
軽減等額	円	円	円
月割減額	円	円	円
限度超過減額	円	円	円
過年度賦課額	円	円	円
小計	円①	円②	円③
合計(①+②+③)	円		

※ ③介護分は、40~64歳の加入者のみかかります。

	医療分	支援金分	介護分
所得割	%	%	%
均等割	円/人	円/人	円/人
年間限度額	円	円	円

A 国民健康保険料額合計

世帯の年間保険料額です。
年度の途中で、国保に加入または脱退した場合や、40歳・65歳・75歳になる方は、Eの「加入月数」に応じた保険料額となります。

B 年間所得額

令和4年中の総所得および山林所得、ならびに分離課税所得の合計額から基礎控除額43万円(合計所得額が2,400万円以下の場合)を引いた額です。

詳しくは右ページをご覧ください

C 均等割減額区分

減額判定所得(令和4年中の世帯主および国保加入者の総所得金額等の合計)が下表の基準以下の世帯に適用される減額区分です。

減額判定所得について詳しくは右ページをご覧ください

減額区分	世帯主および国保加入者の令和4年中の総所得金額等の合計が下記の金額以下になる世帯
7割減額	43万円*
5割減額	43万円* + (29万円 × 国保加入者の数)
2割減額	43万円* + (53.5万円 × 国保加入者の数)

* 給与・年金所得者の数が2以上の場合は43万円+10万円 × (給与・年金所得者の数(注)-1)
(注) 一定の給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金所得者(公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方)をいいます。

※ 国保加入者には国保から後期高齢者医療制度に移行された方も含まれます。

※ 世帯主と国保加入者全員の所得が判明しないと減額判定ができません。

◆減額判定基準日◆

4月1日(年度途中の加入世帯は資格取得(加入)日)

年度の途中で世帯員の変更(新規加入や脱退)があっても、減額区分は変わりませんが、世帯主が変わると再判定により減額区分が変更になることがあります。

D 納付方法

- ① 普通徴収：納付書または口座振替によるお支払い方法です。
6月期～翌年3月期までの納期(最大10期)で、4月・5月分も含めた年間保険料(最大12ヵ月分)を納めていただきます。
- ② 特別徴収：年金から保険料を差し引く方法です。
10月から特別徴収が始まる場合は、6月期～9月期までは普通徴収で納めていただきます。

E 加入月数

国保に加入している月の欄にマークが表示されます。
※ 40~64歳の期間は「介護分」の欄にもマークが表示されます。
※ 表示のない期間の保険料は、「月割減額」として減額しています。

F 個人別内訳(参考としてご覧ください)

加入者お一人ごとの「保険料(概算)」と「年間所得額」を表示しています。
※ 個人別内訳は参考です。お支払いいただく世帯の保険料額は、Aの「国民健康保険料額合計」をご確認ください。

40歳・65歳・75歳になる方の保険料について

※小冊子「みんなで守ろう わたしたちの国保(令和5年度版)」の14~16ページにもご案内しております。お持ちの方は、そちらもご覧ください。

年度の途中で40歳になる方

40歳の誕生日(誕生日が1日の方はその前月)分から国保料に介護分が加算されます。

◆4月2日~6月3日生まれの方◆

6月期(1回目)の納付額からすでに介護分が含まれています。

◆6月4日~翌年4月1日生まれの方◆

誕生日を迎えた翌月(誕生日が1日の方は当月)中旬に、介護分を加えた保険料額での変更通知書をお送りします。

年度の途中で65歳になる方

65歳の誕生日(誕生日が1日の方はその前月)分から介護分はかからなくなります。

その後は介護保険料が別途かかります。

◆各期の支払額について◆

65歳の誕生日以降の介護分をあらかじめ減額させてから保険料額を納付回数で均等に割り振っているため、誕生日以降も1期あたりの納付額は変わりません。

年度の途中で75歳になる方

75歳の誕生日以降、国保料はかかりません。その後は後期高齢者医療保険料がかかります。

◆一人世帯の場合◆

誕生日以降の国保料の納付がなくなります。

◆世帯内に、他にも国保加入者がいる場合◆

75歳になる方の誕生日以降の保険料をあらかじめ減額させてから納付回数で均等に割り振っているため、誕生日以降も1期あたりの納付額は変わりません。

年間所得額と減額判定所得について

■ 年間所得額 (所得割額の算定に使用します)

- 前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・分離譲渡所得金額等の合計金額から **基礎控除 43 万円を控除した額**※。(下記の の所得から 43 万円を引いた金額です)

※合計所得金額が 2,400 万円以下の場合

- 雑損失の繰越控除額は控除されません。
- 分離譲渡所得は特別控除 **後** の額が用いられます。

◆ 注意事項 ◆

特定口座において源泉徴収を選択している株の所得については、確定申告分のみが算定の対象となります。

給与、雑所得（公的年金等）、事業（営業）、不動産、配当、利子、短期譲渡、山林所得、総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額の 2 分の 1 の金額、分離課税の所得（株、土地・家の売却益などの長期（短期）譲渡所得等）

■ 減額判定所得 (均等割額の減額判定に使用します)

- 前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・分離譲渡所得金額等の合計金額。

◆ 注意事項 ◆

年間所得額とは以下の点が異なります。

- 基礎控除 43 万円（合計所得金額が 2,400 万円以下の場合）は控除されません。
- 雑損失の繰越控除額は控除されません。
- 分離譲渡所得は特別控除 **前** の額が用いられます。
- 当該年度の 1 月 1 日時点(*)で 65 歳以上の方の公的年金所得については、当該所得から 15 万円が控除されます。* 令和 5 年度の場合は、令和 5 年 1 月 1 日時点です。
- 青色専従者給与額および事業専従者控除額は必要経費に算入されません。また、それぞれの事業専従者が当該事業から受ける給与所得の金額はないものとされます。

特別徴収（年金からのお支払い）について

特別徴収の条件を満たした世帯は、原則、特別徴収による納付となります。特別徴収の開始条件は納入通知書の裏面および小冊子「みんなで守ろう わたしたちの国保(令和 5 年度版)」の 21 ページに記載がありますのでご覧ください。

また、これまで特別徴収だった世帯でも、特別徴収の条件を満たさなくなった場合等は、納付方法が普通徴収に戻ることがあります。

その他ご確認いただきたい点について

保険料額は、世帯の状況や所得・保険料率等により毎年変わります。昨年度と同じ世帯構成、加入期間、所得であっても、昨年度より保険料額が高くなる場合があります。

また、世帯主と国保加入者全員の所得が確定しないと均等割額の減額判定ができません。

国保加入者と世帯主の方は、収入の有無にかかわらず、保険料算定等のため、所得の申告をお願いします。ただし、以下に該当される方については、所得の申告が不要の場合があります。

- 所得が給与や年金のみの方で、支払者（勤務先・年金機構）から各支払報告書の提出がされている方
- 確定申告または住民税申告をされた方
- 税法上の扶養親族となっている方

いろいろあります 保険料(普通徴収分)の納付方法

口座振替でのお支払い

特別徴収以外の方は原則口座振替によるお支払いをお願いします。

《キャッシュカードによる手続き》



◇手続きに必要なもの

- ①保険証または納付書
- ②右記実施金融機関の普通預金(総合口座)のキャッシュカード

◇このサービスを利用できる金融機関

- ・みずほ銀行
- ・三井住友銀行
- ・きらぼし銀行
- ・東京ベイ信用金庫
- ・三菱UFJ銀行
- ・りそな銀行
- ・ゆうちょ銀行
- ・東京東信用金庫

専用端末機にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力していただきます。
お申し込みは、区役所 2 階 8 番窓口・区内各出張所です。
(生体認証機能付カード等、一部利用できないカードがあります。)

《口座振替依頼書による手続き》



◇手続きに必要なもの

- ①保険証または納付書
 - ②普通預金(総合口座)の通帳
 - ③通帳届出印
- ※ただし、口座名義人が世帯主と異なる場合は世帯主の印鑑もお持ちください。

手続きをしてから口座振替が開始されるまで、約1~2ヶ月かかります。
振替日は毎月末日です。末日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日となります。

区役所 2 階 8 番、区内各出張所でお申し込みいただけます。
郵送でもお手続き可能です。保険料係にご連絡いただくか、ホームページから「口座振替依頼書」をダウンロードしてご利用ください。

口座振替キャンペーン開催中

詳しくはホームページをご覧ください

区ホームページ > 健康・福祉 > 国民健康保険 > 国民健康保険料 > 口座振替キャンペーンのお知らせ

納付書によるお支払い

区役所 2 階 8 番窓口、区内各出張所のほか、金融機関やコンビニエンスストアでもお支払いいただけます。
*窓口でのクレジットカード・アプリによるお支払いはできません。

Pay-easy (ペイジー) によるお支払い

ペイジーマーク付きの納付書で、ATM(ペイジー対応型)や、パソコン・スマートフォンから納付ができます。
払込手数料は無料です。
※パソコン・スマートフォンによるお支払いは、事前に金融機関へインターネットバンキング登録が必要です。

クレジットカード決済によるお支払い

「ネット de モバイルレジ」、「モバイルレジクレジット」を利用して、パソコン・スマートフォンからクレジットカードで納付ができます。なお、納付金額に応じた手数料がかかります。

バーコード決済 (モバイルレジ・LINE Pay・PayPay・d 払い・au PAY・J-Coin Pay) によるお支払い

納付書のバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、アプリの決済機能を利用して納付ができます。
※事前に利用登録、金額のチャージ等が必要です。

■ 保険料係 ☎03-3647-3169 ■

旧被扶養者の方への軽減

被用者保険(会社の健康保険等、ただし国民健康保険組合は対象外)から後期高齢者医療制度へ移行した方に扶養されていた**65歳以上**の方は、申請すると保険料の軽減措置を受けることができます。

軽減内容…所得割額を免除・均等割額を最大5割軽減

令和元年度より、均等割額の軽減措置が最長で2年となりました。所得割額は当面かかりません。

■ 資格賦課係 ☎03-3647-8520 ■

新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した方等に対して行った令和4年度国民健康保険料の減免は、令和5年3月31日で受付を終了しました。

なお、令和4年度末に資格を取得したこと等により算定された令和4年度相当分の保険料のうち、令和5年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについては、令和5年9月29日（金・必着）まで申請を受け付けます。該当する方は、期限までに申請書類を提出してください。詳しくは区ホームページをご覧ください。

■ 資格賦課係 ☎03-3647-8520 ■

限度額適用認定証等の更新について

高額な外来診療を受けたり、入院される場合には、一月にひとつの医療機関で支払う一部負担金（医療機関の窓口で支払う保険適用分の医療費）が限度額までで済む限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証（非課税世帯対象）がご利用になれます。

限度額適用認定証等は、毎年8月1日を基準に前年の所得から負担区分を決定しております。限度額適用認定証等は随時受付をしておりますが、引き続きご利用になる方等は、8月1日以降ご利用いただける限度額適用認定証等の申請を令和5年6月下旬から受付をします。（証の発行は7月下旬になります。自動的に切り替わりません）

- 世帯主と国保の加入者全員の住民税申告がない場合は、適正な限度額となりませんので、住民税の申告を済ませていない方は申告を済ませてから申請してください。
- 保険料の滞納がある方は、限度額適用認定証等を発行できない場合があります。

■ 保険給付係 ☎03-3647-3168 ■

特定健康診査 令和5年6月21日(水)から開始

糖尿病、高血圧症などの生活習慣病の多くは自覚症状が、ほとんどないまま進行し、自覚症状が出る頃にはすでに重症化していることが少なくありません。

特定健康診査は、生活習慣病のリスクを多く含むメタボリックシンドロームに着目した健診です。生活習慣病の早期発見、予防のために、自分の健康状態を知り、生活習慣を見直すべききっかけとしましょう。

健康診査の最新情報はこちら→



《対象者》 40歳～74歳の国民健康保険加入者

《実施期間》 令和5年6月21日（水）～令和6年2月20日（火）

《検査内容》 問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図、胸部X線検査など



健診で医療機関へ来院される際は、引き続きマスクの着用をお願いします。受診前に、受診券シールとともにお送りしている【令和5年度 江東区「健康診査」のご案内】を必ずご確認ください。

特定健診の結果から、生活習慣病のリスクがあると判断された方には、管理栄養士などの専門スタッフによるサポートを受けながら生活習慣を見直す、特定保健指導を実施します。（費用無料）

健診結果でサインが出はじめた時が生活習慣を改善するチャンスです。対象となる方には、健診実施後に江東区の委託事業者である（株）現代けんこう出版からご案内を郵送しますので、ぜひご利用ください。

■ 特定保健指導について 医療保健係 ☎03-3647-8516 ■

■ 特定健康診査について 江東区保健所健康推進課 健康づくり係 ☎03-3647-9487 ■